

〈被扶養者再審査回答書 記入例〉

- ※この記入例は、回答書を提出する加入者にお渡してください。
- ※回答書の提出がない場合、職務権限にて被扶養者を取り消します。
取消日以降に保険診療の受診や保健給付等があった場合は、事業団へ医療費等を返還していただきます。
- ※令和7年9月3日時点の収入基準に基づいて回答してください。

職業（学生の場合は学校・学年、パート、無職等）の記入をお願いします。

この回答書を記入した日を書いてください。

被扶養者再審査回答書
(令和7年9月3日現在)

この用紙は下記の被扶養者の現況について記入のうえ、私学共済事務担当者様に提出してください。
なお、提出がない場合は、被扶養者取り消しとなりますのでご注意ください。

※欄の記載に誤りがある場合は、別途、訂正を申請してください。

1	21163	加入者番号	加入者氏名	性別	加入者生年月日	資格取得年月日	加入者氏名（自署）
	13A99999000001	私学 一郎	男	3昭和570901	4平成210401	私学 一郎	

※	被扶養者氏名	性別	※	生年月日	※	続柄	※	被扶養者認定年月日	被扶養者の現況	
	私学 花子	女	3昭和551010	01	妻	4平成220401			1 職業（学校・学年）	パートタイマー
	被扶養者要件の再審査対象です。現況を確認して回答してください。							2 年収見込額	114万円	105000円
	被扶養者の要件を欠いているため、別途被扶養者取消申請書を提出します。							3 年金収入	121	1. 有 2. 無
	認定取消年月日							4 年金種別	122	1. 障害年金 2. 障害年金以外
	4平成5令和							5 同居について	123	1. 加入者と同居 2. 加入者と別居

※	被扶養者氏名	性別	※	生年月日	※	続柄	※	被扶養者認定年月日	被扶養者の現況	
	私学 一彦	男	4平成160505	11	子	4平成210401			1 職業（学校・学年）	大学2年生
	被扶養者要件の再審査対象です。現況を確認して回答してください。							2 年収見込額	114万円	0円
	被扶養者の要件を欠いているため、別途被扶養者取消申請書を提出します。							3 年金収入	121	1. 有 2. 無
	認定取消年月日							4 年金種別	122	1. 障害年金 2. 障害年金以外
	4平成5令和							5 同居について	123	1. 加入者と同居 2. 加入者と別居

※	被扶養者氏名	性別	※	生年月日	※	続柄	※	被扶養者認定年月日	被扶養者の現況	
	私学 太郎	男	3昭和330510	32	父	4平成300401			1 職業（学校・学年）	無職
	被扶養者要件の再審査対象です。現況を確認して回答してください。							2 年収見込額	114万円	190000円
	被扶養者の要件を欠いているため、別途被扶養者取消申請書を提出します。							3 年金収入	121	1. 有 2. 無
	認定取消年月日							4 年金種別	122	1. 障害年金 2. 障害年金以外
	4平成5令和							5 同居について	123	1. 加入者と同居 2. 加入者と別居

※	被扶養者氏名	性別	※	生年月日	※	続柄	※	被扶養者認定年月日	被扶養者の現況	
	湯島 梅子	女	3昭和330303	43	妻の母	4平成310401			1 職業（学校・学年）	無職
	被扶養者要件の再審査対象です。現況を確認して回答してください。							2 年収見込額	114万円	150000円
	被扶養者の要件を欠いているため、別途被扶養者取消申請書を提出します。							3 年金収入	121	1. 有 2. 無
	認定取消年月日							4 年金種別	122	1. 障害年金 2. 障害年金以外
	4平成5令和							5 同居について	123	1. 加入者と同居 2. 加入者と別居

① 継続認定可能な例

② 継続認定可能な例

③ 被扶養者取り消しの例
60歳以上・年金収入ありで収入限度額（180万円）を超えているため

④ 被扶養者取り消しの例
同居を認定要件とする者が別居しているため

令和7年度所得証明書や最新の年金改定通知書等で確認し、記入してください。

年金収入の有無について該当するものを○で囲んでください。

年金収入「有」の方のみ、年金種別について該当するものを○で囲んでください。（年金収入がない場合は○をしないでください）

同居・別居について該当するものを○で囲んでください。

収入がない場合は、必ず0と記入してください。

被扶養者としての要件を欠いていた場合のみ欠くに至った年月日を記入してください。（別途『被扶養者取消申請書』も提出してください）

*③・④については、別途『被扶養者取消申請書』の提出が必要となります。

収入増加により、令和7年6月1日から被扶養者取り消し

別居開始日が令和7年5月23日からのため被扶養者取り消し